

平成19年分確定申告のご案内

確定申告書は自分で書いて、早めに提出！

確定申告はe-Taxをご利用ください

◎ HPからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

◎ 最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回)。

◎ 添付書類が提出不要

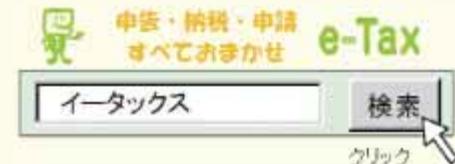
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります)。

◎ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された申告書は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



平成19年分の申告書の受付期間及び納税の期限

申告書	受付期間	納税の期限
所得税の確定申告	2月18日(月)～3月17日(月)	3月17日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	1月4日(金)～3月31日(月)	3月31日(月)
贈与税の申告	2月1日(金)～3月17日(月)	3月17日(月)

税務署閉庁日について

今年の確定申告期間中は、平日(月～金曜日)以外でも、

2月24日・3月2日の日曜日に限り、確定申告書作成のアドバイス・申告書の受付を行います。

(注)当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。

また、上記以外の土・日・祝日は執務を行っておりませんので、ご注意ください。

所得税・消費税の納税は電子納税又は口座振替で。還付金の振込先の記入は確実に！

◎ 電子納税は、パソコンや携帯電話、ATM等から納税することができますので大変便利です。

◎ 口座振替は、水道・電気・ガス等の公共料金と同様、ご指定の金融機関から自動引落しによって納税することができますので大変便利です。

なお、本年分から口座振替を希望される場合は、申告期限までに税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

* 平成19年分確定申告の振替日は、次のとおりです。

所得税……………平成20年4月22日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税……………平成20年4月24日(木)

◎ 還付金の銀行振込を希望される方は、振込先の「本支店名」、「預金の種類」及び「口座番号」を確実に記入してください。また、郵便貯金への振込を希望される方は、通常貯金の「記号」、「番号」を記入してください。

* 預貯金口座は、確定申告書の住所・氏名と同じものに限りますので、通帳をご確認の上、記入してください。

* 金融機関の統廃合により「支店名」、「口座番号」等が変更されている場合がありますのでご注意ください。

平成19年分法定調書の提出に当たってのお願い

法定調書の提出はe-Taxをご利用ください。

- ◎ 法定調書の提出は、窓口・郵送での提出のほか、e-Taxによっても提出できます。是非ご利用ください。
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

提出期限について

- ◎ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出期限は、平成20年1月31日(木)です。
文書による提出の場合、税務署からお送りしたOCR用の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」と併せて、早めの提出をお願いします。

各種法定調書の記載について

- ◎ 「支払を受ける者」の住所は、市・郡からの記載を、「氏名又は名称」は、屋号・略称等は使わずに正式名称でお願いします。
「支払者」の下の「署番号」「整理番号」の欄も忘れずに記入してください。川崎南税務署の署番号は01217です。
所得税徴収高計算書の署番号とは違いますのでご注意ください。
整理番号は、お送りした法定調書合計表の右上に印字されている8桁の数字になります。

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表について

- ◎ 「電話」、「業種目」及び「この調書について応答できる方の所属及び氏名」についても記載してください。
なお、税務署から法定調書合計表が送付されている方で、本年度に提出すべき法定調書がない場合には、
お手数ですが法定調書合計表の「摘要」欄に「該当なし」と記載のうえ、ご提出をお願いします。

納税証明書を請求されるかたへ

- ◎ 納税証明書を請求される場合、ご本人(法人の場合は代表者)又は代理人が次のものを持参のうえ請求してください。
- 1 ご本人又は代理人であることを確認できるもの(運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など)
 - 2 代理人による請求の場合、委任状
 - 3 印鑑(法人の場合は実印。代理人の請求の場合は代理人の印鑑)
 - 4 手数料(収入印紙又は現金)
 - 5 最近申告・納税した場合には、その申告書(控)・領収証書

また、e-Taxを利用して電子納税証明書の請求・取得を行うことができます。

電子納税証明書は、納税証明書の情報を電子ファイルで提供するものですので、ご利用に当たっては提出先に確認する必要があります。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



個人確定申告や法定調書等のお問い合わせは、川崎南税務署(Tel044-222-7531)まで。